

議会全員協議会会議録

1 開会の日時及び場所

- (1) 日 時 令和7年8月18日（月）午前9時30分開会
(2) 場 所 清川村庁舎 3階 第2・3会議室

2 議員現在総数 8名

3 出 席 者

- (1) 出席議員 細野賢一議長・細野洋一副議長
(8名) 笹原和織議員・川瀬正行議員・城所英樹議員
落合美和議員・小林大介議員・岩澤一幸議員
(2) 理事者側 岩澤吉美村長・川瀬久弥副村長
【総務課】 清水洋一参事兼総務課防災担当課長・伊本貴志課長・
阿部めぐみ副課長
【政策推進課】 岩澤勲課長・櫻井孝之主幹
【環境上下水道課】 川島透課長・柳川哲也副課長
【村づくり観光課】 朝倉義則課長・山田博丈主幹
(3) 事務局職員 杉山洋正議会事務局長・佐藤周平副主幹

4 欠席議員 なし

5 傍聴者 1名

6 案 件

- (1) 清川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
(2) 清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
(3) 議会の議決に付すべき財産の取得について
(4) 清川村消防団条例の一部を改正する条例について
(5) 一般廃棄物（可燃性一般廃棄物及び粗大ごみ）処理の事務委託の廃止について
(6) 令和6年度清川村簡易水道事業会計及び令和6年度清川村公共下水道事業会計の決算について
(7) きよかわむら祭の開催について
(8) 令和7年度9月補正予算（案）について
(9) その他

7 経過

- ◎ あいさつ ① 細野議長
- ② 岩澤村長

◎ 案件

- (1) 清川村職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

- ・資料1により、総務課 阿部副課長から説明される。

【質疑等】

- ・なし

- (2) 清川村職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

- ・資料2により、総務課 阿部副課長から説明される。

【質疑等】

- ・笹原議員

- 2項を加える一部改正のメリット・デメリット・必要性はどうか。

- ・阿部総務課副課長

- 法律の改正に伴い、村の条例を改正するもので、資料のとおり改正をするものです。

- ・小林議員

- 休業を取りやすくすることはすごくいいことだと思う。制度の周知をしっかりしていただき、管理職の方は、休業をとりやすい環境づくりに努めるようお願いします。

- (3) 議会の議決に付すべき財産の取得について

- ・資料3により、総務課 伊本課長から説明される。

【質疑等】

- ・笹原議員

- 随意契約となっている共同調達の単価は、市場価格に見合うもののか。

- ・伊本総務課長

- システム組合による入札を実施したものを共同で調達しているので、価格については適正を確保しているものと認識しています。

- (4) 清川村消防団条例の一部を改正する条例について

- ・資料4により、総務課 清水参事兼総務課防災担当課長から説明される。

【質疑等】

- ・小林議員

- 消防団員も減少していて、経験の浅い消防団員もいる。分署ができた中で、理想と現実をとらえてよりよい運営を検討していってほしいと思います。

- (5) 一般廃棄物（可燃性一般廃棄物及び粗大ごみ）処理の事務委託の廃止について

- ・資料5により、環境上下水道課 川島課長から説明される。

【質疑等】

- ・笹原議員

これまでの事務委託を廃止することとなるが、これから新しい契約はする必要があるのか。

- ・川島環境上下水道課長

厚木市・愛川町・清川村が厚木愛甲環境施設組合の設置者となっているので、契約の必要はございません。

- ・笹原議員

旧クリーンセンターの条例を廃止することになるのか。

- ・川島環境上下水道課長

クリーンセンターから現在のリサイクルセンターに移行する際に、旧条例を廃止して、新たに条例を制定して運営をしています。

(6) 令和6年度清川村簡易水道事業会計及び令和6年度清川村公共下水道事業会計の決算について

- ・資料6により、環境上下水道課 柳川副課長から説明される。

【質疑等】

- ・細野副議長

今回の説明の趣旨はいかが。

- ・川瀬副村長

令和6年度から公営企業会計に移行し、決算書様式が変更となることから、ご説明の時間をいたいたということでご理解願いたい。

(7) きよかわむら祭の開催について

- ・資料7により、村づくり観光課 山田主幹から説明される。

【質疑等】

- ・笹原議員

炎天下でのイベントの開催についてと花火の打ち上げまで時間が空くこととなるが、その点に問題はないのか。

- ・山田村づくり観光課主幹

テントを用意し、直射日光を避けられるよう対応する。花火の打ち上げに関しては、片付け後の花火の実施となるが問題なく実施できる認識です。

(8) 令和7年度9月補正予算（案）について

- ・資料8により、政策推進課 櫻井主幹から説明される。

【質疑等】

- ・なし

(9)-1 その他（理事者側から）

- ・資料その他1により、NHK放送受信契約の変更及び受信料の追加支払いについて、総務課伊本澤課長から説明される。

・ 笹原議員

ほぼ 20 年にわたり遡及して受信料を支払わなければならない法的根拠は何か。

・ 伊本総務課長

NHK と時効について協議したが、新たに変更契約を結ぶことにより支払うことが可能であるという NHK の見解により支払うこととなった。今後は、庁用車にテレビ受信機能が必要か適正に判断をしていきたい。

・ 資料その他 2 により、過年度決算に基づく健全化比率の修正について、政策推進課岩澤課長から説明される。

・ 質疑なし。

(9)-2 その他 (議会側から)

・ 特になし

◎ 閉 会 細野副議長

8 閉会の日時 令和 7 年 8 月 18 日 (月) 午前 10 時 25 分閉会